

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和3年12月21日(火) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時15分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理 金澤 敬治
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 10番委員 安淵 和子 13番委員 坂東 賢二 14番委員 兼田 博行 15番委員 笹田 孝 16番委員 浦川 昌夫 17番委員 多田 孝</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>11番委員 板東美佐緒</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>11番委員 松浦 義幸</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第4号議案 非農地通知の審議について 第5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第4項の規定に基づく協議の成立及び通知書の送付について 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について 7. 農地であることの証明について 8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 9. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

(開会 午後3時00分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和3年12月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号11番 板東美佐緒委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号1番 井川洋二委員と、議席番号12番 品山昌美委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく申し上げます。

では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番と2番案件は譲受人が同じなのでまとめて説明させていただきます。1番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。2番は、所有者が農業法人を設立したため、農地2筆に許可日から1年間の使用貸借権を設定するものです。譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしており、耕作面積は許可後52aに至ります。譲受人は対象地において、水稻や果樹の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後210aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後111aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、療養・その他生活資金のための売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後71aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後119aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後243aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後143aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への一括贈与で、農地1筆の所有権

を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後40aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上9件で、対象地は、田3,810㎡、畑3,310㎡、計7,120㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議について、御説明します。議案書3ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を営んでおり、賃貸借権を設定し、四国横断自動車道の工事に伴う露天資材・車両置場として令和4年1月1日から令和6年12月31日まで一時転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、警備業を営んでおり所有権を移転し、警備業の研修用地に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1番から3番案件については地区審査を実施しました。第2号議案は、全4件で、地目は、田が4,417㎡、畑が2,549㎡で、合計6,966㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場6,139㎡、その他施設用地が827㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、1番から3番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 12月8日に1番から3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は私と植田委員と細川委員、兼田推進委員と笹田推進委員の5名と事務局2名、転用者側2名になります。

1番の申請対象の農地は、川内町旭野にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、高速道路の工事を行うための露天資材、車両置場として3年間、一時転用するものです。造成については、現状の高さのままで養生シートを敷き、その上に鉄板を置きます。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び、隣接する水路に排水するとのことで、地元

土地改良区からの意見書が提出されています。

続いて2番と3番の申請対象の農地は、川内町平石若宮にあり、第2種農地に区分されるとのことです。申請内容は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。造成については、北側は県道の高さまで、南側は、出入口と同じ高さまで盛土します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び、既存の排水管を利用して排水するとのことで、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。
それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案「農地転用の事業計画変更申請の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番は、令和3年5月に5条許可を受けていたものです。転用目的は太陽光発電施設であり、変更内容については、譲渡人の要望により、契約を賃貸借権の設定から、所有権の移転に変更するものです。

2番は、令和3年8月に5条許可を受けていたものです。転用目的は露天資材置場であり、土地利用計画において、作業員の手洗いのための水道を設置すること及び、資材が風で飛ばないように北側にブロック塀を設置するものです。また、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。以上の案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている許可要件を満たしているものと思われます。

第3号議案は以上2件で、地目は、田のみ1,757㎡で転用目的の内訳は、駐車場・資材置場730㎡、その他施設用地1,027㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地転用の事業計画変更申請の審議については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については、全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第4号議案「非農地通知の審議について」を開始し

ます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

1番から3番は多家良地区で、1番と2番が8月27日、3番が8月26日に実施した農地パトロールの際に状況を確認しております。

4番・5番は勝占地区で、所有者から通知願の提出があったため、12月8日に地元委員さん4名と事務局職員2名で現地を確認しております。

6番は上八万地区で9月29日に実施した農地パトロールの際に状況を確認しております。

全案件の対象地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われま。

第4号議案は、以上6件で、対象地は田3,864㎡、畑3,943㎡、合計7,807㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の非農地通知の審議については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、次の議案の審議に移ります。第5号議案、「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について」を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について御説明します。議案書8ページを御覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

5番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

6番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

7番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

一部に猶予を受けた後に転用された土地や分筆し地目を農地から非農地へ変更し

た土地もございますが、転用許可・届出済みであり、相続税猶予対象地には問題なく、その他の土地については、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第5号議案は以上7件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田34,850㎡、畑12,465㎡、その他375.58㎡で、合計47,690.58㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について」は、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。それでは、次の審議に移ります。

第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、岸本 昇委員、野口 俊廣委員、谷川 興一委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書11ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われま。

今月は、新規設定が17件、再設定が54件で合計71件となっており、そのうち、賃貸借権が46件、使用貸借権が25件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から7番が多家良地区12筆・7件、8番から12番が勝占地区18筆・5件、13番から17番が上八万地区10筆・5件、18番から21番が応神地区7筆・4件、22番から40番が川内地区31筆・19件、41番から52番が、国府地区20筆・12件、53番から60番が南井上地区16筆・8件、61番から71番が北井上地区16筆・11件となっております。

なお、4番・5番・13番から15番・17番・55番案件について新規就農面談を行いました。利用権設定については以上で、田74筆・82,351㎡、畑56筆・66,305㎡の合計130筆・148,656㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、4番と5番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の安廣委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安廣委員 12月7日の午後1時30分から4番・5番案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は岸本委員さんと私の委員2名、借受人側2名、事務局2名

の6名です。この度、借受人は、申請地でキクラゲの栽培をすることを計画しております。機械、施設については、8m×30mのハウスを2棟、借地の上に建て、農機具は、共通で効率よく使用する計画です。キクラゲは9割が輸入されており、国産での生産はかなり希少なものだそうです。生産が軌道に乗れば、ハローズでの販売や、病院食や化粧品で使用するなどの需要も見込まれています。将来的には、高齢者や障害者の就労の場として提供し、地域の活性化を図りながら、徳島の特産品にしたいと考えているようです。農機具の保有状況や就農計画に問題はなく、結論として、多家乡地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、13番から15番案件の新規就農面談に参加していただいた、上八万地区の安淵委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安淵委員 11月15日の午後2時から13番から15番案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は川人会長と私の委員2名と、譲受人1名、事務局2名の5名です。本案件は先月の議案でしたが、新規就農面談で、機械の保有状況や就農計画に問題が見受けられたため、保留としましたが、改善された就農計画が提出されたので、今月御審議をお願いするものです。借受人はこの度申請地で、有機農法で、米や野菜の栽培を計画しております。借受人は離職に伴い、以前から関心のあった農業を始めるため、市民農園でほうれん草やレタスの栽培を行い、小松島のNPO法人で有機農法による水稲や野菜の研修を受けました。研修により、一応の成果を得たため、自立できるのではとの自信を持ち、この度の申請に至ったものです。農機具に関しては、保有状態に問題はなく、NPO法人にも協力を依頼しながら、就農を続けていきたいとの意向です。結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、上八万地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、17番案件の新規就農面談に参加していただいた、上八万地区の佐々木委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐々木委員 12月13日の午後2時から17番案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は松浦推進委員と私の委員2名と、譲受人1名、事務局2名の5名です。借受人はこの度申請地で、水稲や野菜の栽培を計画しております。借受人は現在、土木関係の会社を経営していますが、従業員に仕事を任せ、以前から興味があった農業を始めるため、今回の申請に至ったものです。以前から、知り合いに農地を借り、野菜の栽培をしており、農業経験は1年ほどあります。今後も農地を増やししながら、農業を続けていきたいとの意向です。農機具に関しては、保有状態に問題はありませぬ。結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、一宮地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、55番案件の新規就農面談に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 12月7日の午前11時から55番案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は多田推進委員さんと私の委員2名と、借受人1名、事務局2名の5名です。この度借受人は、有機農法で、多品目の野菜を栽培することを計画しております。借受人は、所有者の家族と知人関係にあり、以前から興味あった農業を始めるため、農地を探していたところ、話がまとまり、この度の申請に至ったものです。

借受人に農業経験はありませんが、農業大学校に入校し、所有者に教えてもらいながら、将来は法人化し、農業を続けていきたいとの意向です。農機具に関しては、当初は、必要なものを所有者に借りて、徐々に増やしていく予定です。結論として、就農計画等に問題はなく、南井上地区の委員は、周辺農地への影響を考慮しながら、今後、耕作面積を増やしてもらいたいとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書21ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。23ページに渡り10件受理しました。

24ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第4項の規定に基づく協議の成立及び通知書の送付についてです。1件送付しました。

25ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。6件受理しました。

27ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。3件受理しました。

28ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。3件受理しました。

29ページを御覧ください。6番は農地の転用制限の例外による届出についてです。2件受理しました。

30ページを御覧ください。7番は農地であることの証明についてです。1件証明しました。

31ページを御覧ください。8番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

32ページを御覧ください。9番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。3件受理しました。

報告事項については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。
続いて事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局 事務局担当 【事務局から連絡事項の説明】

議長 連絡事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はありませんか。
それでは、以上をもちまして、令和3年12月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。